**■府営公園管理要領※（案）令和４年４月（改訂予定）の主な改訂点**

※指定管理者が府営公園を管理する上での取り組むべき業務の概要と考え方を示すものです。

〇章立てを細分化

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂前 | 改訂後 |
| 1章．総則 | 1章．業務の目的 |
| 2章．施設の使用 | 2章．業務の概要 |
| 3章．使用料の徴収 | 3章．運営管理 |
| 4章．運営管理業務 | 4章．許可使用 |
| 5章．維持管理業務 | 5章．自主事業 |
| 6章．その他 | 6章．維持管理 |
|  | 7章．法令管理 |
|  | 8章．安全対策 |
|  | 9章．府民協働 |
|  | 10章．計画･報告･記録等 |

〇園内で掲出できる広告内容に、以下を追加

（P31)

・文化、芸術、スポーツイベントの告知、及び公園内のイベントの開催情報や協賛企業の広告等

〇公園の各種許可使用料や利用料金を減額、免除する基準である、公園に寄与するか否かについての解釈を明文化

（P49）「公園事業に寄与」とは

① 営利を目的としない催しであること

② 防火、避難等災害の防止、地域等の交流の促進、地域の魅力の増進といった都市公園の管理に資する催しであること（維持管理業務の低減等公園が抱える問題を解決するものであること。）

〇指定管理者による利用料金施設の優先利用が可能に

（P53)府営公園にある公園施設を一般使用に優先して使用することができるのは、

①指定管理者が公園施設を使用し実施する事業（目的外利用も含めた事業）と

②大会使用

〇指定管理者がイベント等を行う際の、行為許可及び占用許可の取扱を見直し

（P62）指定管理者が行うソフト事業は、施設や園地の魅力アップや利用の活性化だけでなく地域等の交流の促進、地域の魅力の増進を目的とする業務を府に代わり実施するものであることから、一部を除き、利用促進事業と同様に、占用及び行為許可の対象外となる。